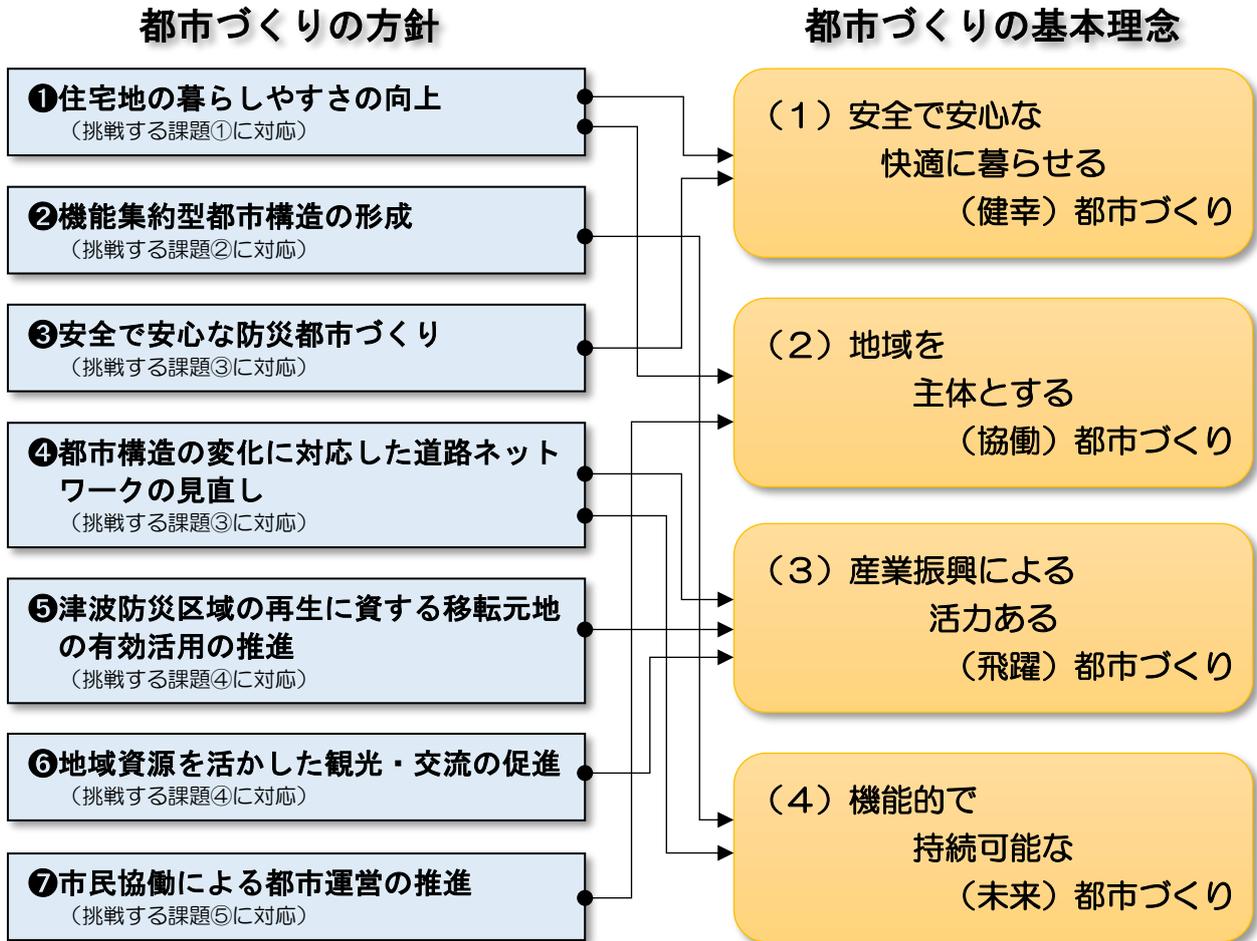


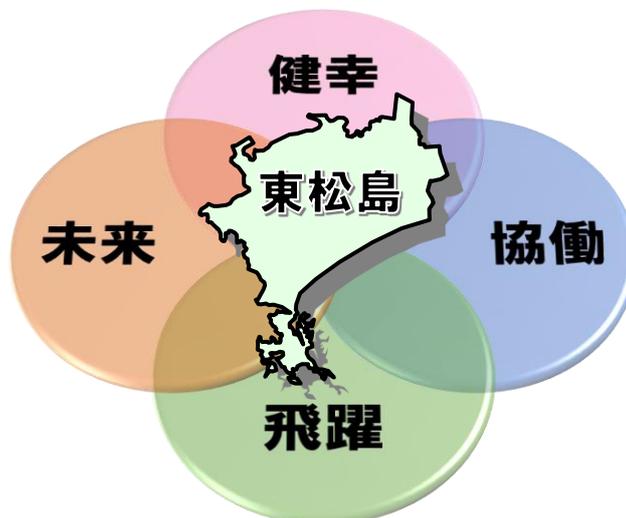
第2章 全体構想

1 都市づくりの基本理念

以下のとおり都市づくりの方針を踏まえて、本市における新たな都市づくりの基本理念を次のとおり掲げます。



■ 都市づくりの基本理念の構成



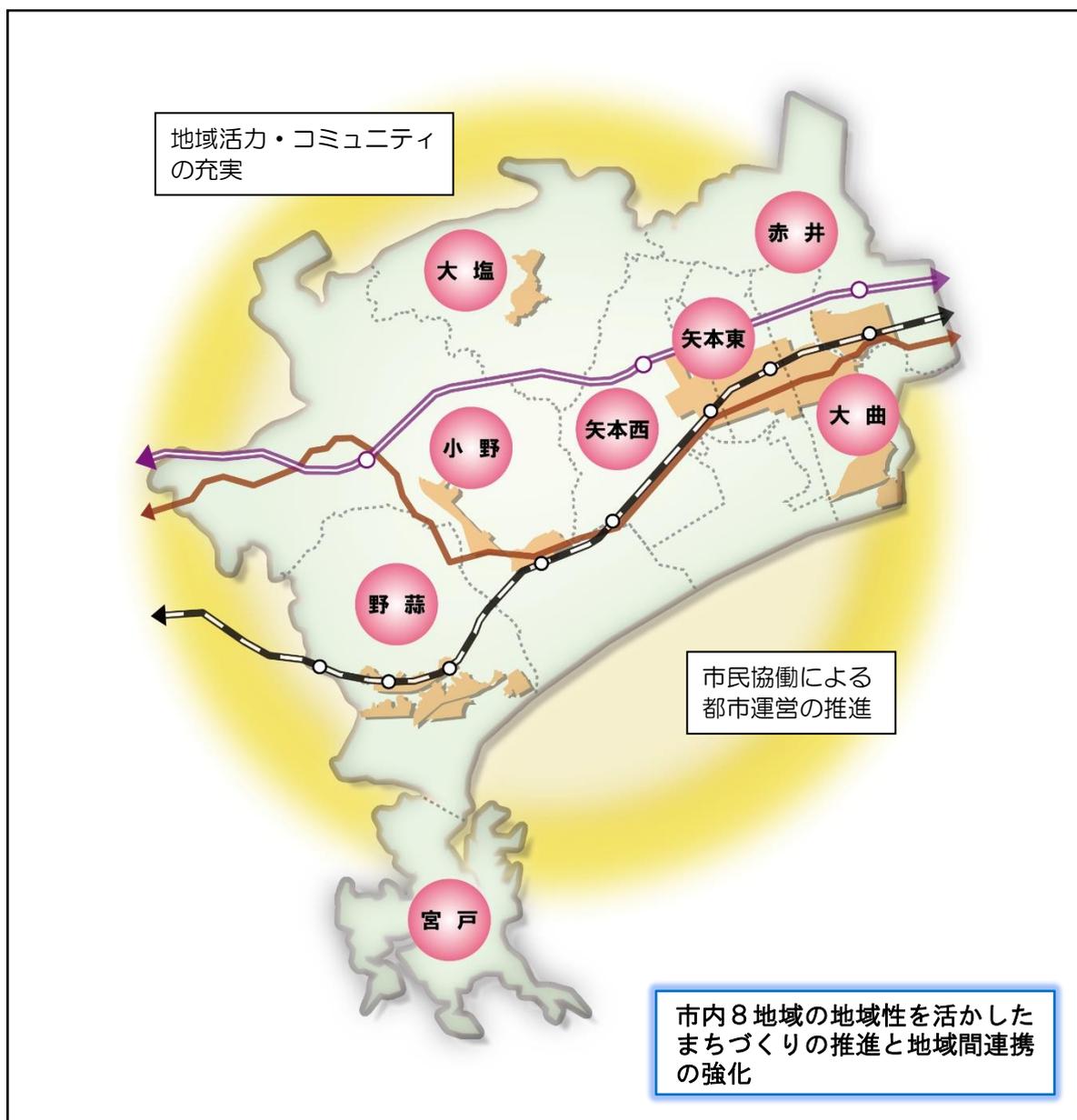
(1) 安全で安心な快適に暮らせる（健幸）都市づくり

- 本市においては、震災からの復興事業により海岸堤防の構築や宅地基盤等の都市基盤整備を進めてきており、津波防災機能として多重防御が形成されています。今後もこれら都市基盤施設の維持等に加え、市民の自主的な取組等と連携した、安全で安心な防災都市づくりを進めます。
- 少子高齢化が進行する中で、誰もが快適に移動でき、買い物や通院等の日常生活利便サービスが享受できる、暮らしやすい住環境が充実した都市づくりを進めます。



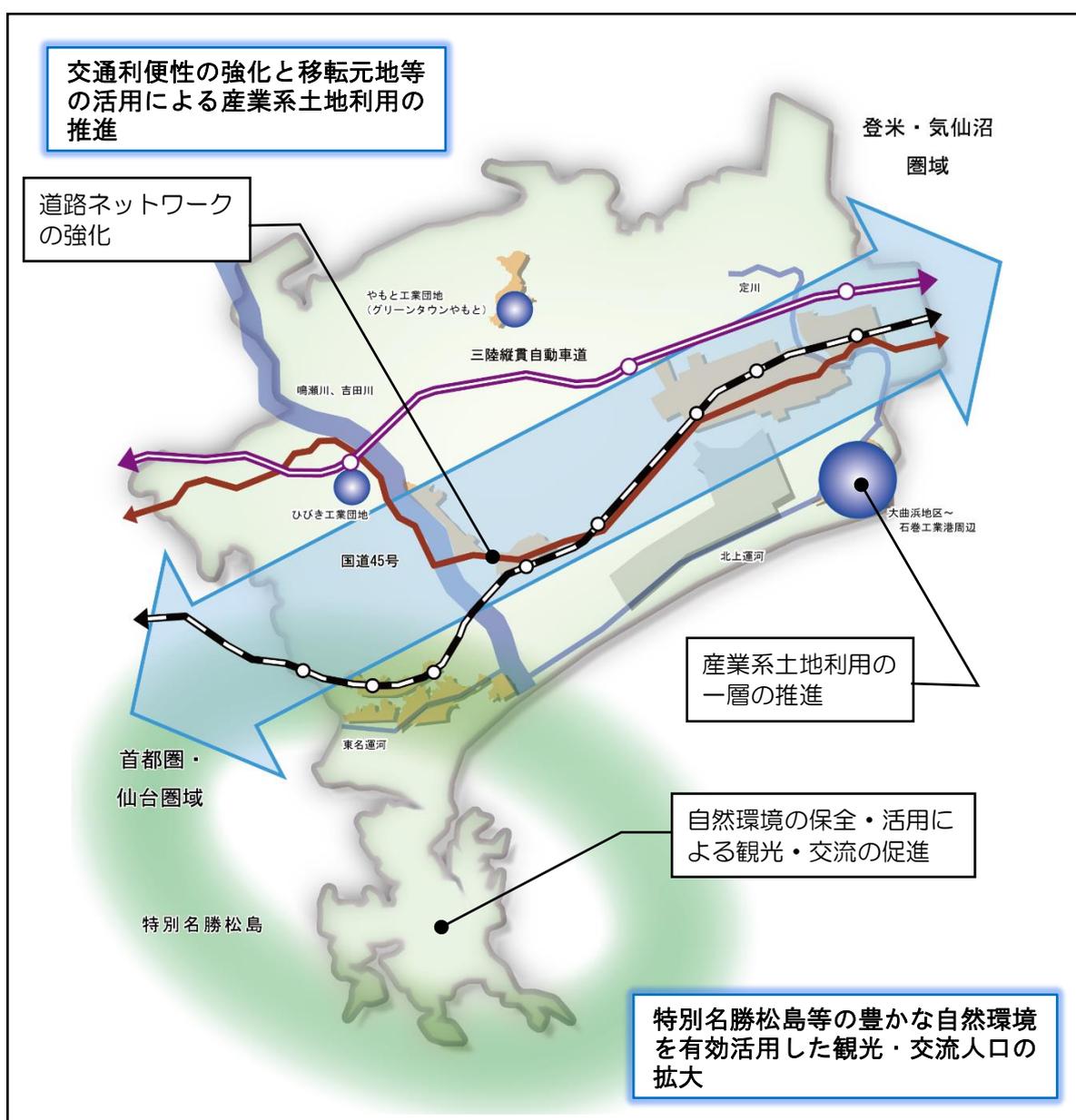
(2) 地域を主体とする支え合いの（協働）都市づくり

- 本市の自然や歴史、文化、伝統、コミュニティ等に基づく8地域の個性・特性を活かした、地域活力・コミュニティの充実を図り、住民自治に基づく都市づくりを進めます。
- 市民の生活様式やニーズが多様化する中で、行政だけで対応するには限界があることから、市民力に基づく市民協働による都市運営の推進を図り、支え合いの都市づくりを進めます。



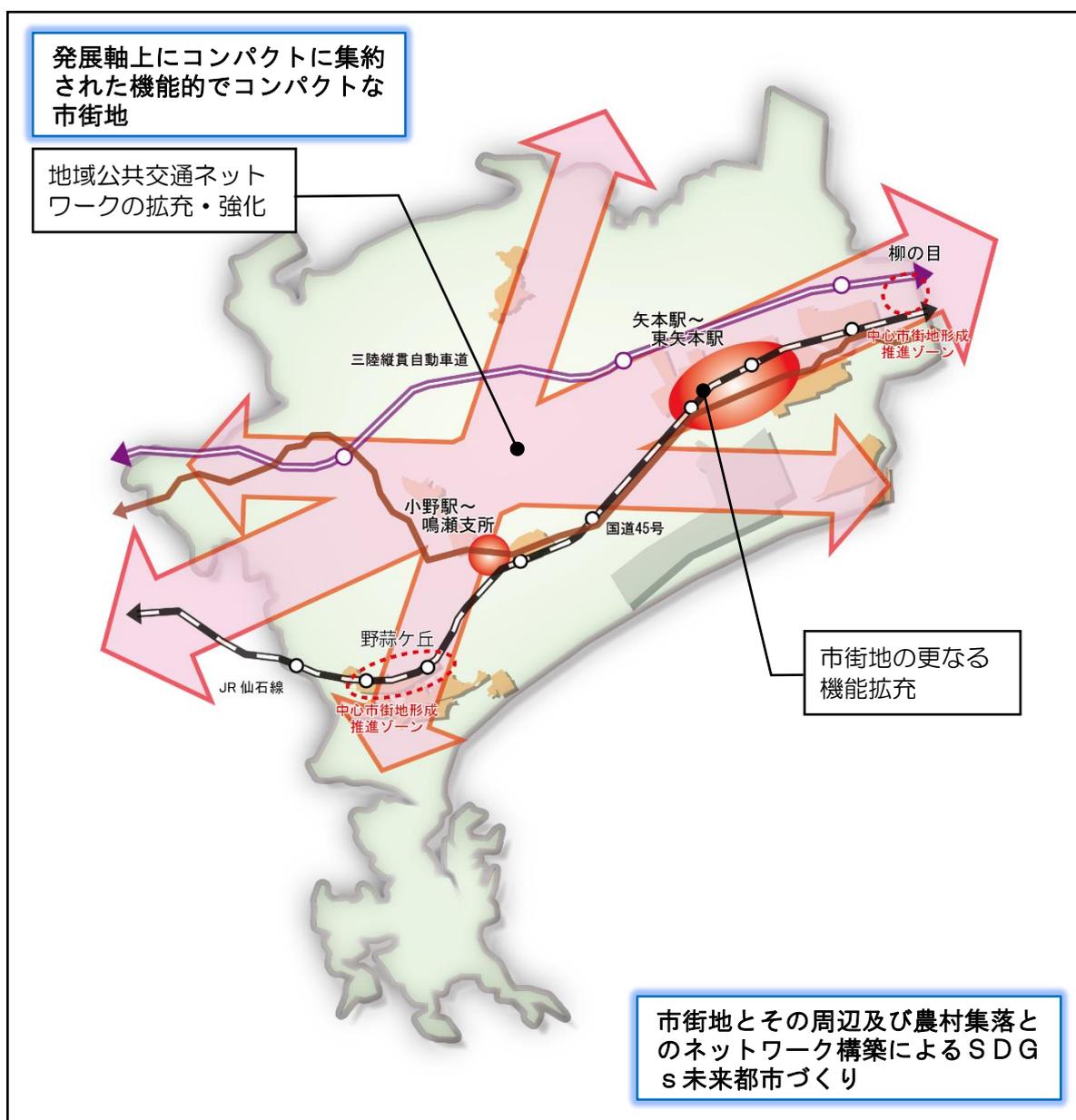
(3) 産業振興による活力ある（飛躍）都市づくり

- 本市の都市活力の創出に向けて、三陸縦貫自動車道や国道45号を中心とした道路ネットワークの強化を図るとともに、既存用地に加えて、移転元地を中心とした新たな産業系土地利用について一層の推進を図り、活力ある都市づくりを進めます。
- 本市においては、特別名勝松島をはじめとした優れた自然環境を有していることから、これらを保全するとともに観光資源として活用して観光・交流の促進を図り、交流人口を拡大し、地方創生に資する地域活力の創出に向けた都市づくりを進めます。



(4) 機能的で持続可能な（未来）都市づくり

- 本市の主要な市街地は、国道45号やJR仙石線等の東西交通軸上で形成されており、商業業務や公共公益等の都市機能が集積し、かつ都市基盤整備が進んでいます。また、本市では復興事業により鉄道駅周辺に集団移転団地が整備されるなど、コンパクトで集約された市街地が一層形成されつつあることから、今後も本市の市街地特性を生かした機能的な都市づくりを進めます。
- 本市においては、郊外部に集落地域等が分布しており、主要な市街地以外でも市民ニーズとしても現実的で使いやすい公共交通網の形成が求められていることから、将来に向けて地域公共交通ネットワークを拡充・強化した都市づくりを進めます。



2 目標都市像

都市づくりの基本理念に基づきながら、本都市計画マスタープランにおける目標都市像を次のとおり設定します。

【目標都市像】

ひと輝き 笑顔あふれる 未来創造都市 東松島

～ 安心して 快適に 住み・働き続けられる まち ～

【目標都市像の考え方】

目標都市像は、10年、20年後も活力にあふれた元気な東松島であり続けるために、「市民（自助）、地域（共助）、市（公助）」がそれぞれの協働のもと、まちの魅力と総合力を高めていき、全世代が住みよいまちづくりを進めていくことを表しています。



▲月浜の海開き



▲鳴瀬流灯花火大会

3 将来予測（フレーム）

本計画では、上位計画である「東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略」の将来人口推計と整合した将来予測（フレーム）を次のように設定します。ただし、将来世帯数予測（フレーム）については本計画の独自推計により設定しています。

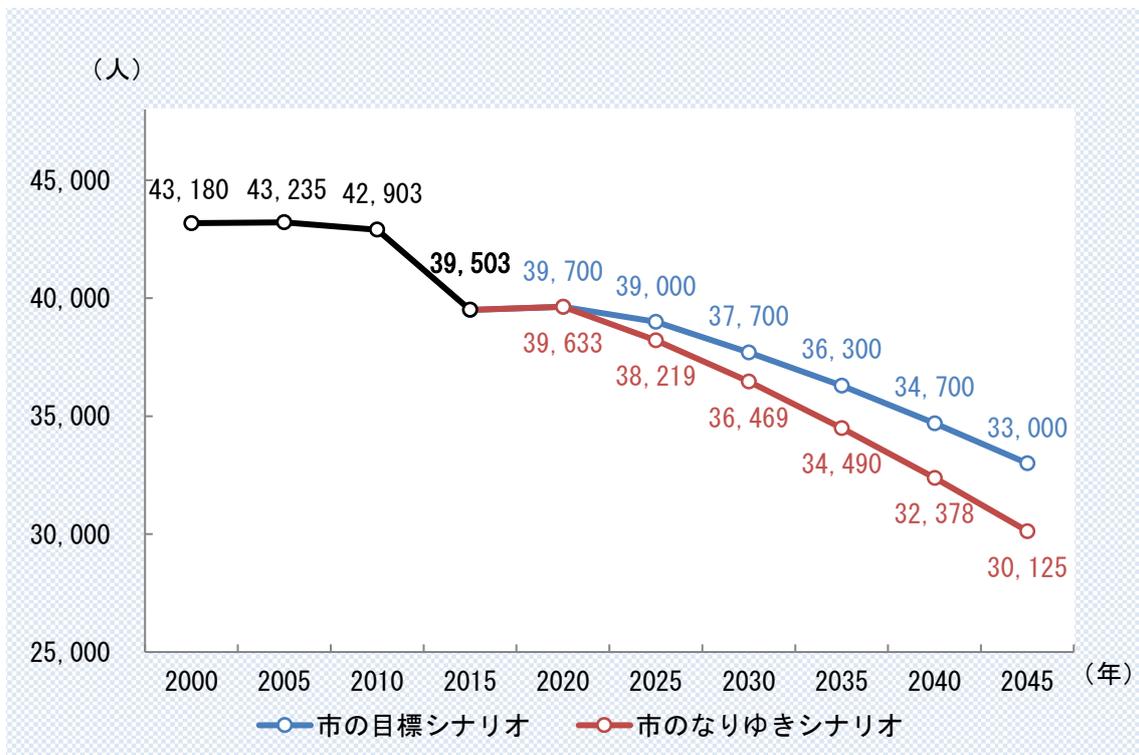
■ 将来予測（フレーム）の整理

年次	基準年次 令和 2 (2020) 年	中間年次 令和 12 (2030) 年	最終年次 令和 22 (2040) 年
市全体人口	39,700 人	37,700 人	34,700 人
市全体世帯数	14,300 世帯	14,100 世帯	13,400 世帯
市街化区域人口	27,900 人	28,600 人	28,500 人
市街化調整区域人口	11,800 人	9,100 人	6,200 人

① 将来人口目標

将来人口目標は、「東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略」を受けて、次のとおり設定します。なお、2045年時点でのなりゆきシナリオに比べて、約2,900人の人口増加を見込みます。これは5年ごとに約580人、年間では約116人の人口増加を見込むこととなります。

■ 東松島市の将来人口目標



資料：東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略

②世帯数予測（フレーム）

世帯数予測は、将来人口目標に基づき、世帯数人員の対数回帰式により、本計画の独自の推計を行うものです。

世帯分化による世帯人員の低下が進んでいることなどから、最近10年間は増加傾向にあり、令和2（2020）年1月1日現在の住民基本台帳世帯数は16,014世帯と震災前の平成22（2010）年国勢調査実績値14,013世帯を大きく超えています。

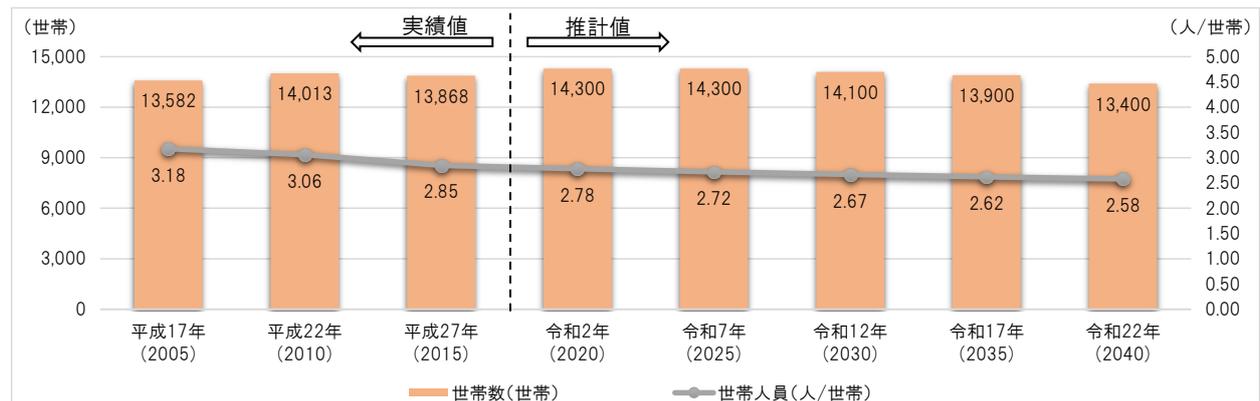
このため、下表（参考）のように、住民基本台帳の数値は国勢調査に基づく世帯数予測フレームを上回る世帯数の推移が見込まれ、新たな土地利用として住宅地の拡大の検討が必要です。

■ 世帯数予測（国勢調査に基づくフレーム）

年次	実績値			将来予測				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
市全体人口（人）	43,235	42,903	39,503	39,700	39,000	37,700	36,300	34,700
世帯数（世帯）	13,582	14,013	13,868	14,300	14,300	14,100	13,900	13,400
世帯人員（人口/世帯）	3.18	3.06	2.85	2.78	2.72	2.67	2.62	2.58

（参考）

住民基本台帳の推移	実績値			将来予測				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
世帯数（世帯）	14,238	15,043	15,123	16,014	16,050	15,850	15,500	15,100



国勢調査より作成（人口には年齢不詳を含む）

■ 東松島市の世帯数の推移

年次	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
世帯数（世帯）	15,068	14,680	14,748	14,904	15,123	15,356	15,544	15,727	15,881	16,014



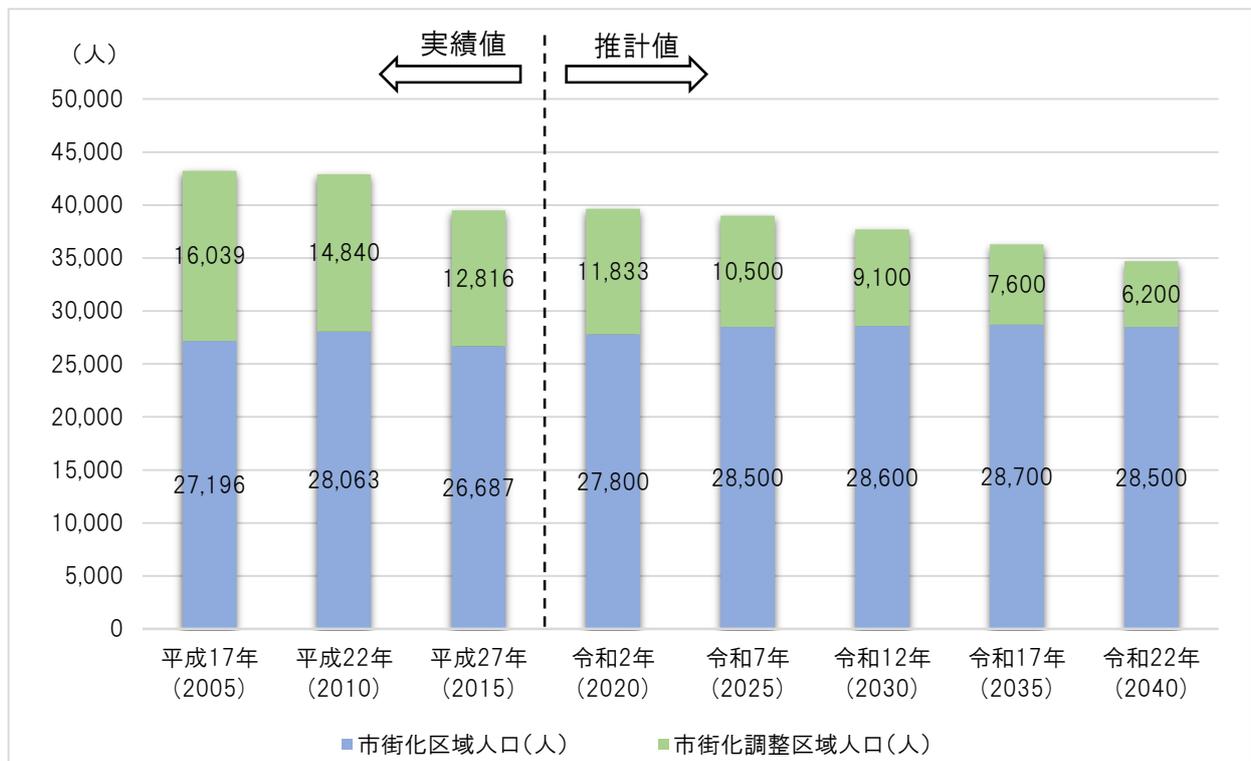
東松島市住民基本台帳1月1日現在の世帯数

③区域区別人口予測（フレーム）

区域区別人口予測は、本計画において、独自に市街化区域人口が都市計画区域人口（市全体人口）に対するシェア率を震災前の増加率に準じて増加すると見込み、推計を行います。

復興事業による新市街地整備等により、市街化区域人口は令和2（2020）年には震災前の平成22（2010）年と同程度まで回復することが見込まれており、それ以降もコンパクトで集約された市街地への人口集積及び維持を図り、市全体に対する市街化区域の人口シェア率を高めていきます。

年次	実績値			将来予測				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
市街化区域人口(人)	27,196	28,063	26,687	27,900	28,500	28,600	28,700	28,500
市街化調整区域人口(人)	16,039	14,840	12,816	11,800	10,500	9,100	7,600	6,200
市全体人口(人)	43,235	42,903	39,503	39,700	39,000	37,700	36,300	34,700



国勢調査より作成（人口には年齢不詳を含む）



4 土地利用基本ゾーンにおける都市計画としての視点

東松島市国土利用計画（第2次）に掲げる、市域を6つのゾーンに区分した土地利用の基本方向に対する、都市計画としての土地利用の方向性（視点）[四角囲み]を示します。

東松島市国土利用計画（第2次）から作成

①中心市街地ゾーン

古くから市街化され、商業施設やサービス施設、公共施設等が集積する「JR矢本駅～JR東矢本駅周辺地区」と「JR陸前小野駅～鳴瀬総合支所周辺地区」については、今後とも、矢本並びに鳴瀬地域の中心市街地として、行政・文化・商業など多様な都市機能の集積拡充を図ります。

特に、「矢本駅～東矢本駅周辺地区」については、矢本地域のみならず、東松島市の中心として、国道45号や三陸縦貫自動車道、JR仙石線などの交通アクセスの利便性を活かし、広域的な交流拠点としての魅力ある中心市街地の形成を誘導します。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- 都市機能や市街地が集約された機能集約型都市構造の形成

②新産業誘導ゾーン

交通の利便性や一次産業との連携、周辺の良い自然環境などの特性を活かし、東松島市の産業拠点として、企業の誘致や連携を進めます。

なお、地域経済の動向・見通しや土地需要等から見て、既存工業団地だけでは対応が困難な場合には、石巻港I.C.の近傍をはじめとする交通便利地での対応を検討します。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- 産業拠点としての既存工業団地の充実
- 復興事業等による津波防災区域の利活用に資する産業地の整備

③市街地整備・誘導ゾーン

既存の市街地において、生活道路や下水道等の生活基盤の整備を推進するとともに、災害に強く安心して暮らすことのできる市街地形成を推進します。

なお、今後住民が主体となって地域の振興・活性化に取り組むために必要な新規開発については、当該ゾーン内で進めることを基本とします。

また、柳の目地区や新市街地が形成された野蒜ヶ丘地区については、復興過程の中で中心市街地ゾーンの形成を推進する地区（中心市街地形成推進ゾーン）として、都市機能の集積を促進して魅力の高い市街地の形成を図ります。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- 既成市街地の暮らしやすさの向上（生活利便施設や公共交通の充実及び新たな土地利用の推進による都市機能の集積）
- 集団移転団地等の新たな住宅地における地域コミュニティの充実

④自然・水辺交流ゾーン

特別名勝松島の一角を形成する奥松島の自然景観や新鮮な食材、歴史・文化財をはじめ、漁業・農業体験等観光・レジャー資源と地場産業を連携し、自然や文化に親しみながら、地域の産業や観光が体験できる交流型の自然体験ゾーンとしての利用を推進するとともに、海辺や水辺の自然・観光資源と共生する集落環境等の整備を推進します。

震災による津波により大きく被災した沿岸部では、海岸堤防の嵩上げ整備や保安林等の復旧事業、そして高盛土道路等の整備を進め、これらを組み合わせた多重防御を構築して防災・減災機能を強化します。

津波被害を受けた土地については、周辺の状況や需要を勘案して観光系や農業系への土地利用転換等を含めた有効利用を推進します。

また、地域の河川の治水機能の強化や清流化を促進するとともに、歴史的運河を活用して、自然観察やレクリエーション、やすらぎの場としての親水空間を形成します。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- ▶ 万が一の災害（地震、津波等）に備えるための多重防御施設の構築
- ▶ 観光客等の交流人口の増加に資する都市基盤施設等の充実
- ▶ 農地利用、自然環境・景観の再生・保全事業等の移転元地の有効活用

⑤緑の保全・活用ゾーン

優良農地については、計画的に農業環境の保全と農業生産基盤を整備し、効率的かつ安定的に農業生産が可能な農用地としての利用を、森林については、国土の保全、健康維持、水資源のかん養、CO₂削減等その多面的機能が発揮できるよう保全を進めながら、公園等市民のやすらぎと健康維持の場、観光客・交流人口拡大の場としての利活用を推進します。

また既存集落については、生活環境の整備や地域公共交通の拡充に努めます。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- ▶ 観光客等の交流人口の増加に資する都市基盤施設等の充実
- ▶ 地域拠点づくりによる既存集落等の地域活力の維持
- ▶ 交通弱者対策としての地域公共交通ネットワークの確立

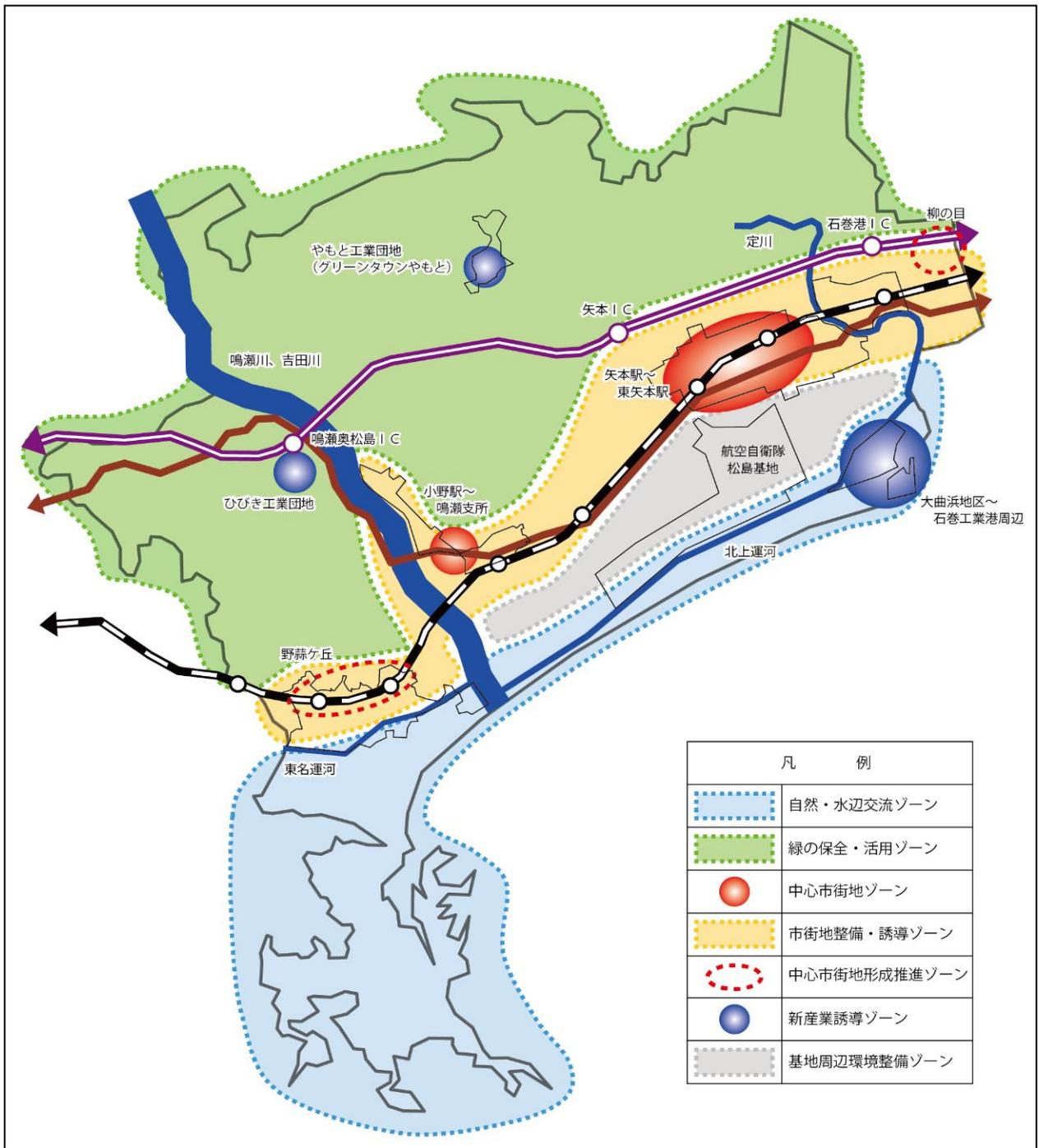
⑥基地周辺環境整備ゾーン

航空自衛隊松島基地周辺地域は、国の騒音対策関連事業等を踏まえながら、市民生活の安定のための環境整備を図ります。

【都市計画マスタープランとしての視点】

- ▶ 基地所在市としての市民生活の安定に向けた適切な土地利用規制

■ 土地利用基本方向図（ゾーニング図）



▲ ツール・ド・東北 奥松島グループライド